

**令和7年度
第2回
周南市健康づくり推進協議会**

**日 時 令和8年3月11日（水）
13：30～14：30**

**会 場 徳山保健センター
3階 健康増進室1**

令和7年度 第2回周南市健康づくり推進協議会

1 開会

健康づくり推進課長あいさつ

2 協議

- (1) 令和7年度 健康づくり事業進捗状況について
- (2) 令和8年度 健康づくり事業計画案について
- (3) 令和8年度の計画推進体制について

3 閉会

健康づくり推進協議会委員名簿

令和7年度

団体名	委員名	備考
周南公立大学	大平 光子	会長
周南健康福祉センター	吉山 裕規	
徳山医師会	高橋 達雄	
徳山歯科医師会	東 毅昭	
徳山薬剤師会	原田 裕介	副会長
山口県栄養士会周南地域事業推進委員会	橋爪 純子	
周南市老人クラブ連合会	岸村 敬士	
周南市スポーツ推進委員協議会	明石 和憲	
周南市母子保健推進協議会	岸本 洋子	
周南市食生活改善推進協議会	佐々木 哲子	
JA 山口県周南統括本部女性部	山縣 秀子	
公募委員	柳谷 悦子	
公募委員	山崎 美智子	
公募委員	中村 好枝	
公募委員	中村 茉由	

2 協議内容

(1) 令和7年度 健康づくり事業進捗状況について

1) 健康づくり推進に関する会議実績

●令和7年度健康づくり推進協議会

第1回 令和7年6月19日(木) 出席者10人

- ① 第3次周南市健康づくり計画について
- ② 令和6年度 健康づくり事業実績報告
- ③ 令和7年度 健康づくり事業計画と推進
質疑・その他

第2回 令和8年3月11日(水) 出席者 8人

- ① 令和7年度 健康づくり事業進捗状況について
- ② 令和8年度 健康づくり事業計画案について
- ③ 令和8年度の計画推進体制について

●令和7年度健康づくりをすすめよう委員会

第1回 令和7年8月8日(金) 出席者16人

- ① 第3次周南市健康づくり計画の推進について
・今年度の取り組み
・今後の方針
- ② 委員会の推進体制について

●ぶち元気がいいね！フェスタ実行委員会

日 時: 令和7年8月8日(金) 出席者11人

内 容: 令和7年度 ぶち元気がいいね！フェスタの実施について

2) ぶち元気がいいね！フェスタ実績

令和7年10月13日(月・祝) 延参加人数3,669人(しゅうなんスポーツフェスタ2025と同時開催)

会場: ゼオンアリーナ周南向かい駐車場

参加団体: 14団体 うち協賛事業所3団体※

※株式会社アステム、株式会社シマヤ、日本生命保険相互会社山口支社

内 容:【測定コーナー】

脳の健康度チェック、介護相談、野菜摂取レベル&血管年齢測定、健康チェック
(血圧測定・骨密度測定)、体力測定、リラックス度チェック、味覚チェック
アルコールパッチテスト、嚥下機能チェック


【体験コーナー】

スカットボール、アンパンマンで遊ぼう、リハビリ
体験、石膏キャラクターの色ぬり、朝ごはんを
食べよう、ハンドマッサージと看護師体験、ピン
クリボン缶バッジづくり



3) 健康づくり事業の主な進捗状況（令和7年度実績 ※2月末時点）

1 栄養・食生活(食育推進計画)（★健康寿命を延ばす市民運動「しゅうなんスマートライフチャレンジ」の取組）

主な取組み	内 容(アンダーラインは新規取組)	※令和7年度	令和6年度
★にこにこサイズ ダウンチャレンジ	令和6年度より、朝・晩2回体重測定及びグラフ化し、3か月で腹囲-2cmおよび体重-2kgの減量を目指す肥満予防プログラムへ変更 「しゅうなん健康マイレージ“減量コース”」と連動させ、結果報告と応募を一体的に実施 減量達成者へ特典として1,000円分の商品券を贈呈	参加者 230人 <small>(内、事業所従業員参加者:36人)</small> 腹囲-2cm 体重-2kg 達成者 53人	参加者 262人 <small>(内、事業所従業員参加者:50人)</small> 腹囲-2cm 体重-2kg 達成者 74人
各世代向けの 食育講座	食生活改善推進協議会による若者世代や働き世代、高齢世代向けの生活習慣病予防講座を実施	参加者 125人	参加者 157人
食生活改善推進員養成講座	食を通じた健康づくりの知識と技術を習得し、健康料理教室等の地区活動ができる食生活改善推進員を養成	修了者 19人	
野菜メニュー コンクール	小学6年生を対象に野菜や料理への関心を高めることを目的に、夏休みの課題として野菜メニューを募集し表彰	応募数 903件 応募校 26校	応募数 943件 応募校 26校
★こどもあさご はんちやれんじ	保育所等の年長児を対象に、栄養バランスのとれた朝食をよく噛んで食べることに取り組む。6月の食育の日を挟む1週間で実施。チャレンジ前に園で三色食品群の分類やよく噛んで食べる重要性を学習 	1,324人 41園	1,407人 42園


2 身体活動・運動（★健康寿命を延ばす市民運動「しゅうなんスマートライフチャレンジ」の取組）

主な取組み	内 容(アンダーラインは新規取組)	※令和7年度	令和6年度
★スマートライフ チャレンジセミナー	しゅうなんスマートライフチャレンジ推進協賛事業者へ、各チャレンジを活用し、働き世代に向けた健康づくりやフレイル予防の取組を事業所内で効果的に展開してもらうために実施 講話:「その時に備える 働き続ける人のための介護支援」、スマートライフチャレンジの説明。	12事業者 20人	21事業者 49人 7月 15事業者42人 11月 6事業者7人
★チャレンジ ウォーキング	やまぐち健幸アプリをダウンロードして、好きな場所を歩き、歩数を記録。いつでもチャレンジできるよう通年実施。 しゅうなんスマートライフチャレンジ推進協賛事業者をはじめとした事業者への周知を強化	6,785人↑ ※市内アプリ登録者数(内、新規登録者数572人) 企業・団体登録 51↑ (12月末時点)	6,263人 ※市内アプリ登録者数(内、新規登録者数760人) 企業・団体登録 48 (1月末時点)
運動を通じた 健康づくり講座	■「健康×スポーツ教室 in 富田西地区、久米地区」において「フレイル予防についての講話、簡単フレイルチェック、脳の健康度測定、握力測定などを実施	70人↑	50人
★歩こう階段 チャレンジ	階段やエレベーターに啓発ポスターやステッカーを貼付し、生活の中にある運動機会を意識化する環境への取組	64施設	64施設
★いきいき百歳 チャレンジ	住民運営通いの場として、65歳以上の方が週1回おもりを使ったいきいき百歳体操をグループで実施	147ヶ所↑	137ヶ所

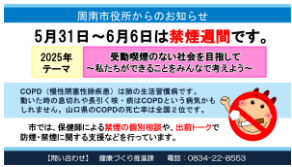
3 こころの元気と休養(自殺対策計画)

主な取組み	内 容 (アンダーラインは新規取組)	※令和7年度	令和6年度
ゲートキーパー研修会	メンタルヘルスの重要性とゲートキーパーの役割を理解し、行動できる人材を増やす。 【一般向け】 ● 一般市民、福祉員、周南マリコム ● 市役所職員(eラーニング教材による動画視聴) 【若年向け】 ● 周南公立大学学生、徳山看護専門学校学生	872人↑ 若年層 53人↑	645人 若年層 25人
自殺予防対策	困りごと相談窓口リーフレットの作成配布 自殺予防週間(9月)や自殺対策強化月間(3月)での啓発活動 ● 徳山駅で自殺予防街頭キャンペーン ● 各種イベント等で啓発グッズを配布 ● 図書館での関連書籍の配置及び掲示など	啓発グッズ 1,956セット 配布	啓発グッズ 2,007セット 配布
こころの相談会	公認心理師による相談会実施(年6回計画)	2人 1回	6人 4回


4 歯・口腔 (★健康寿命を延ばす市民運動「しゅうなんスマートライフチャレンジ」の取組)




主な取組み	内 容 (アンダーラインは新規取組)	※令和7年度	令和6年度
いい歯スマイル検診	生涯にわたる歯と口腔の健康保持・増進及び8020の実現を目指し、20歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢、妊婦、1歳6か月児・3歳児歯科健康診査対象児の保護者を対象に実施	1,115人 (1月末時点)	1,498人
★はみがきチャレンジ	市内の年長児を対象に、よく噛んで食べることで歯みがき、仕上げみがきに1週間チャレンジ	1,222人 41園	1,311人 42園
フッ化物洗口	平成15年度より、フッ素塗布(イオン導入法)から、よりむし歯予防効果の高いフッ化物洗口(うがい)法に変更 希望する3歳以上の園児に週1回実施	1,508人 40園 (計画時点)	1,583人 40園
New 就労世代の歯科健康診査等推進事業	歯周病罹患者の多い就労世代に対して、口腔内のスクリーニング検査及び歯科健康教育等を実施し、セルフケア・プロフェッショナルケアの動機づけを行う。 	5社 167人	

5 たばこ・飲酒

主な取組み	内 容
たばこ対策	世界禁煙デー(5月31日~6月6日)の期間、市広報や市役所本庁デジタルサイネージによる受動喫煙防止の啓発、COPD 集団スクリーニング質問票の啓発 

6 健康管理

主な取組み	内 容（アンダーラインは新規取組）	※令和7年度	令和6年度
がん検診	集団検診・個別検診実施(6月～2月) 受診券送付(5月) けんしんガイド発行(6月号広報折込) ホームページ・広報掲載(9月)、しゅうなんFM等による啓発、集団検診でレディースデイを2日実施。 <u>NHK「あしたが変わるトリセツショー」とタイアップした肺がん検診の受診勧奨を実施。</u>	集団検診 延 3,910 人 ↑ 個別検診 延 17,821 人 (1月末時点)	集団検診 延 3,478 人 個別検診 延 22,406 人
	ピンクリボン月間(10月)の主な取組 <ul style="list-style-type: none"> ● ゆめタウン徳山で乳がん検診及び大腸がん検診実施 ● <u>集団検診レディースデイでの女性がんに関する掲示・啓発(ポポメリー(がん患者支援団体)・周南健康福祉センター・明治安田生命・日本生命との協同)</u> ● <u>周南公立大学との連携(ピンクリボンツリー設置、メッセージカード記入呼びかけ、チラシ配布等)</u> ● 庁内職員への周知および協力依頼(リボン配布) 	啓発グッズ 配布 ゆめタウン徳山 240 部 徳山保健センター 360 部 参加 13 課 195 人	啓発グッズ 配布 135 部 14 課 220 人
けんしん結果 相談会	健診結果を基に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が生活習慣病予防のための個別相談を実施 (計画:徳山:12回/年・熊毛:12回/年・鹿野:通年)	47 人 16 回	67 人 23 回
しゅうなん健康 マイレージ	検診受診・健康づくり促進事業 ※協議会委員による抽選(けんしんコース、ウォーキングコース、減量コースの各取組に応じて申請し応募できるもの) <u>R7年度新規で大塚製薬から賞品提供</u>	申請 1,674 人 ↑ (2/25 時点)	申請 1,431 人
★脳の健康度 測定チャレンジ	記憶する・考える・判断する、などの脳の健康度をゲーム感覚でセルフチェックするチャレンジ 「来所型」「自宅型」「出張型」の3つの場面で実施	241 人 ↑ (来所型:71人 自宅型:85人 出張型:85人)	224 人 (来所型:82人 自宅型:88人 出張型:54人)
★学びチャレンジ	「認知症サポーター養成講座」「働き世代の健康づくり・フレイル予防」「元気なうちから知ってほしい12のこと」の3種類の講座を市出前トークとして実施	1,346 人 ↑	1,040 人
熱中症予防	● 「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」指定 ● 周南市涼みの駅 [※] の設置 (7月～9月) <u>※周南市健康づくり推進協議会と市の協働実施</u> 誰でもひと涼みに利用できる場所の提供、熱中症予防普及啓発の呼びかけ(のぼり旗、ポスター掲示) ● <u>周南市熱中症普及団体として市社会福祉協議会を登録</u> ● <u>大塚製薬と「涼みの駅キックオフイベント」実施(7月)</u>	クーリングシェルター 34 か所 涼みの駅 175 施設 ↑ 1 回 18 人	クーリングシェルター 34 か所 涼みの駅 173 施設
がん教育	がんに関する正しい知識を習得し、将来の受診行動につなげる。がん体験者の話を聴くことにより命の大切さに気づき、家庭教育のきっかけづくりとする。 ● 保健師による講話 ● 乳がん体験者コーディネーターによる体験談 	小学校8校 ↑ 6年生 443 人 (1校は5年生含む) 参観保護者 53 人 中学校5校 ↑ 2年生 515 人 参観保護者 4 人 延 1,015 人	小学校7校 6年生 266 人 参観保護者 102 人 中学校2校 2年生 260 人 参観保護者 3 人 徳山看護学校 2年生 39 人 延 670 人

主な取組み	内 容（アンダーラインは新規取組）	※令和7年度	令和6年度
公立大学との 連携事業	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>健康づくり啓発動画の制作</u> 【テーマ及び連携先】 ① 熱中症予防(周南市消防本部・徳山薬剤師会と連携) ② お口の健康づくり(徳山歯科医師会と連携) ③ 朝ごはんを食べよう (市協賛事業者と連携) ● <u>市保健事業等における動画の活用</u> 	6月:熱中症予 防啓発動画制 作 10月:お口の 健康づくり啓発 動画制作 12月:朝ごは んを食べよう! 啓発動画制作	11月 歯周病予防 啓発シンポ ジウムを開 催
予防接種	<p>【定期予防接種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「<u>带状疱疹ワクチン</u>」の65歳以上への定期接種開始 ● 「<u>子宮頸がん予防ワクチン</u>」の周知啓発、休日接種の実施   <p>【任意予防接種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「<u>带状疱疹ワクチン</u>」定期接種対象者以外への接種費用一部助成 	<p>子宮頸がん 実 827人 延 1,077人 (うちキャッチア ップ実 299人 延 422人) (12月末時点)</p> <p>带状疱疹 定期接種 延 4,189人 任意接種 延 965人 (12月末時点)</p>	<p>子宮頸がん キャッチアッ プ延 2,919人</p> <p>带状疱疹 任意接種 生ワクチン(1回) 347人 組み換えワクチン(2回) 延 1,524人</p>

7 その他の事業

主な取組み	内 容																																																								
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	<p>高齢者の心身の多様な課題に対するきめ細かな支援をするため、後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、保健事業及び介護予防事業の取組みを一体的に実施</p> <p>ハイリスクアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 口腔機能低下防止事業：オーラルフレイルリスクが高く、前年度歯科受診歴がない後期高齢者を対象に、歯科衛生士による個別指導を実施 ● 健康状態不明者対策：健診・医療・介護のいずれも該当がない後期高齢者に、アンケート調査及び保健師による家庭訪問を実施し、健康状態を把握するとともに支援の必要な高齢者を必要なサービスにつなぐ。 ● 低栄養対策：低栄養リスクのある者を保健師が個別指導 <p>【実施対象者数】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">圏域</th> <th style="width: 20%;">健康状態不明者対策</th> <th style="width: 20%;">口腔機能低下防止事業</th> <th style="width: 20%;">低栄養対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北部 (徳山北部・鹿野)</td> <td style="text-align: center;">14 人</td> <td style="text-align: center;">3 人</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>東部(熊毛)</td> <td style="text-align: center;">27 人</td> <td style="text-align: center;">7 人</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>中央1(久米)</td> <td style="text-align: center;">8 人</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>中央4 (富田東・西・菊川)</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">78 人</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>西部(福川)</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">1 人</td> </tr> <tr> <td>中央2 (周陽・秋月・桜木)</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">17 人</td> </tr> <tr> <td>中央3(遠石)</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">5 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">R7</td> <td style="text-align: center;">49 人</td> <td style="text-align: center;">88 人</td> <td style="text-align: center;">23 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R6</td> <td style="text-align: center;">59 人</td> <td style="text-align: center;">3 人</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ハイリスク該当者の人数であり、個別支援の実績とは異なる。</p> <p>ポピュレーションアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 口腔体操支援事業：地域の通いの場等において、歯科衛生士・保健師等が口腔機能のチェックや口腔体操を実施し、地域における口腔体操継続のための支援を実施 ● 住民運営通いの場支援：週1回いきいき百歳体操を行う通いの場において、保健師・看護師等がフレイルチェックや体力測定、健診等の保健事業の周知を実施 ● 低栄養対策：地域の通いの場等において、食生活改善推進員が低栄養予防に関する健康教育を実施 <p>【実績】(1 月末時点)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">圏域</th> <th style="width: 20%;">口腔体操支援事業</th> <th style="width: 20%;">住民運営通いの場支援</th> <th style="width: 20%;">低栄養対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全圏域</td> <td style="text-align: center;">R7 31 か所 60 回 (2月末時点)</td> <td style="text-align: center;">137 か所 214 回</td> <td style="text-align: center;">9 か所 9 回</td> </tr> <tr> <td>口腔：3圏域 通い：全圏域</td> <td style="text-align: center;">R6 25 か所 52 回</td> <td style="text-align: center;">54 か所 80 回</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>				圏域	健康状態不明者対策	口腔機能低下防止事業	低栄養対策	北部 (徳山北部・鹿野)	14 人	3 人	/	東部(熊毛)	27 人	7 人	/	中央1(久米)	8 人	/	/	中央4 (富田東・西・菊川)	/	78 人	/	西部(福川)	/	/	1 人	中央2 (周陽・秋月・桜木)	/	/	17 人	中央3(遠石)	/	/	5 人	合計	R7	49 人	88 人	23 人	R6	59 人	3 人	/	圏域	口腔体操支援事業	住民運営通いの場支援	低栄養対策	全圏域	R7 31 か所 60 回 (2月末時点)	137 か所 214 回	9 か所 9 回	口腔：3圏域 通い：全圏域	R6 25 か所 52 回	54 か所 80 回	/
	圏域	健康状態不明者対策	口腔機能低下防止事業	低栄養対策																																																					
	北部 (徳山北部・鹿野)	14 人	3 人	/																																																					
	東部(熊毛)	27 人	7 人	/																																																					
	中央1(久米)	8 人	/	/																																																					
	中央4 (富田東・西・菊川)	/	78 人	/																																																					
	西部(福川)	/	/	1 人																																																					
	中央2 (周陽・秋月・桜木)	/	/	17 人																																																					
	中央3(遠石)	/	/	5 人																																																					
	合計	R7	49 人	88 人	23 人																																																				
R6		59 人	3 人	/																																																					
圏域	口腔体操支援事業	住民運営通いの場支援	低栄養対策																																																						
全圏域	R7 31 か所 60 回 (2月末時点)	137 か所 214 回	9 か所 9 回																																																						
口腔：3圏域 通い：全圏域	R6 25 か所 52 回	54 か所 80 回	/																																																						

令和8年度健康づくり事業実施計画案

(★健康寿命を延ばす市民運動「しゅうなんスマートライフチャレンジ」の取組)

項目	主な取組み	内容	目標等
① 栄養・食生活	★にこにこサイズダウンチャレンジ	・3 か月で 2cm・2 kgの減量を目指すチャレンジ ・2 kg減量達成者特典として商品券を贈呈 ・特定保健指導対象者への働きかけ	参加者数の増加
	New 周南公立大学・道の駅ソレーネ 周南と連携した食育事業	・「簡単朝ごはんレシピ」の協同開発 ・学生考案レシピの商品化 ・「ワンコイン」朝ごはんの提供 ・レシピ動画の制作・発信	若い世代を中心とした正しい食習慣の定着
	ライフステージに応じた食育講座	食生活改善推進協議会による若者世代や働き世代、高齢世代向けの生活習慣病予防講座を実施	正しい食習慣の定着
② 身体活動運動	★チャレンジウォーキング	・年間を通じた「やまぐち健幸アプリ」の周知啓発 ・やまぐち健幸チャレンジ月間に併せてアプリの周知を強化 ・出前トークで市民、事業者への啓発	やまぐち健幸アプリ登録者数・業者登録数の増加
	地域における運動啓発活動	地域資源(スポーツ振興会、市民センター等)と連携し、運動を主体的に取り組むための講座を開催	運動習慣の定着
③ こころの元気と休養	ゲートキーパー研修会	地域や企業での実施:4回/年、若年層⇒年1回/年 市職員へのeラーニングの実施	受講者の実効力の向上
④ 歯・口腔	いい歯スマイル検診	20～70歳までの5歳刻みの節目年齢、妊婦、1歳6か月児・3歳児歯科健診対象児の親を対象者に実施	受診者の増加
	妊婦歯科健診受診率向上	歯周病等のリスクが高い妊婦に、母子健康手帳交付時に唾液検査を行い、いい歯スマイル検診の受診を促す。	
	就労世代の歯科健康診査等推進事業	歯周病罹患者の多い就労世代に対して、口腔内のスクリーニング検査及び歯科健康教育等を実施し、セルフケア・プロフェッショナルケアの動機づけを行う。	口腔ケア向上、定期的な歯科受診促進
⑤ たばこ・飲酒	たばこ対策	受動喫煙防止、COPDの啓発	啓発強化
⑥ 健康管理	がん検診	・集団検診での協会けんぽ特定健診との同時実施 ・集団検診でのレディースデイの実施、一部会場で乳がん検診の当日受付実施 ・医療機関やがん患者支援団体等と連携した周知啓発 ・効果的な受診勧奨の実施	受診者の増加
	しゅうなん健康マイレージ	けんしん受診、にこにこサイズダウンチャレンジ、チャレンジウォーキングなどの健康づくりのインセンティブとして実施	周知強化
	けんしん結果相談会	健診結果を生活改善に活かすための個別相談会(徳山・熊毛地区は定期開催・鹿野地区は随時開催)	周知強化
	がん教育	学年に応じた実施内容の提供、保護者層へのがん検診受診等の周知強化	がんに対する正しい知識の習得
	熱中症対策	・庁内関係部局と連携した熱中症対策の推進 ・指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の周知と涼みの駅の推進 ・周南市熱中症普及団体等関係機関との予防啓発の強化	連携・周知強化
	予防接種	・「子宮頸がんワクチン」の周知啓発 ・「带状疱疹ワクチン」の65歳以上への定期接種及び50歳以上の高リスク者への任意接種費用助成 ・「RSウイルス母子免疫ワクチン」の定期接種開始	周知強化 接種率向上

周南市涼みの駅実施要領

1 趣旨

周南市涼みの駅とは熱中症予防のため、外出中の市民がひと涼みできるような場を提供することにより、熱中症の発生を予防することを目的とした施設をいう。涼みの駅として登録した施設(以下「施設」という。)には、目印となるポスター等を設置し、市民が気軽にひと涼みできるような環境づくりに努める。

2 実施主体

周南市健康づくり推進協議会

周南市健康づくり推進課

3 実施期間

令和7年7月1日(火)～9月30日(火)

※利用時間は、施設の管理者が決定する。また、管理者の判断で、臨時的に事業を実施しないことができる。

4 サービスの内容・登録施設の管理

- (1)施設は、ポスター等を利用者の目につきやすい場所に掲示し、登録施設であることを周知する。掲示及び管理は施設の管理者が行う。
- (2)施設は、可能であれば、利用者が涼める場所と椅子を提供するとともに、熱中症予防啓発グッズを設置し、熱中症予防を啓発する。
その他のサービスにおいては、施設の管理者が決定することができる。

5 利用の制限等

施設の管理者は、次の各号に該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 施設にとって、安全性の確保や適正な衛生管理を行ううえで重大な支障があると認められるとき。
- (2) 利用者が、施設の管理者の指示に従わないとき。
- (3) その他施設管理上の支障があるとき。

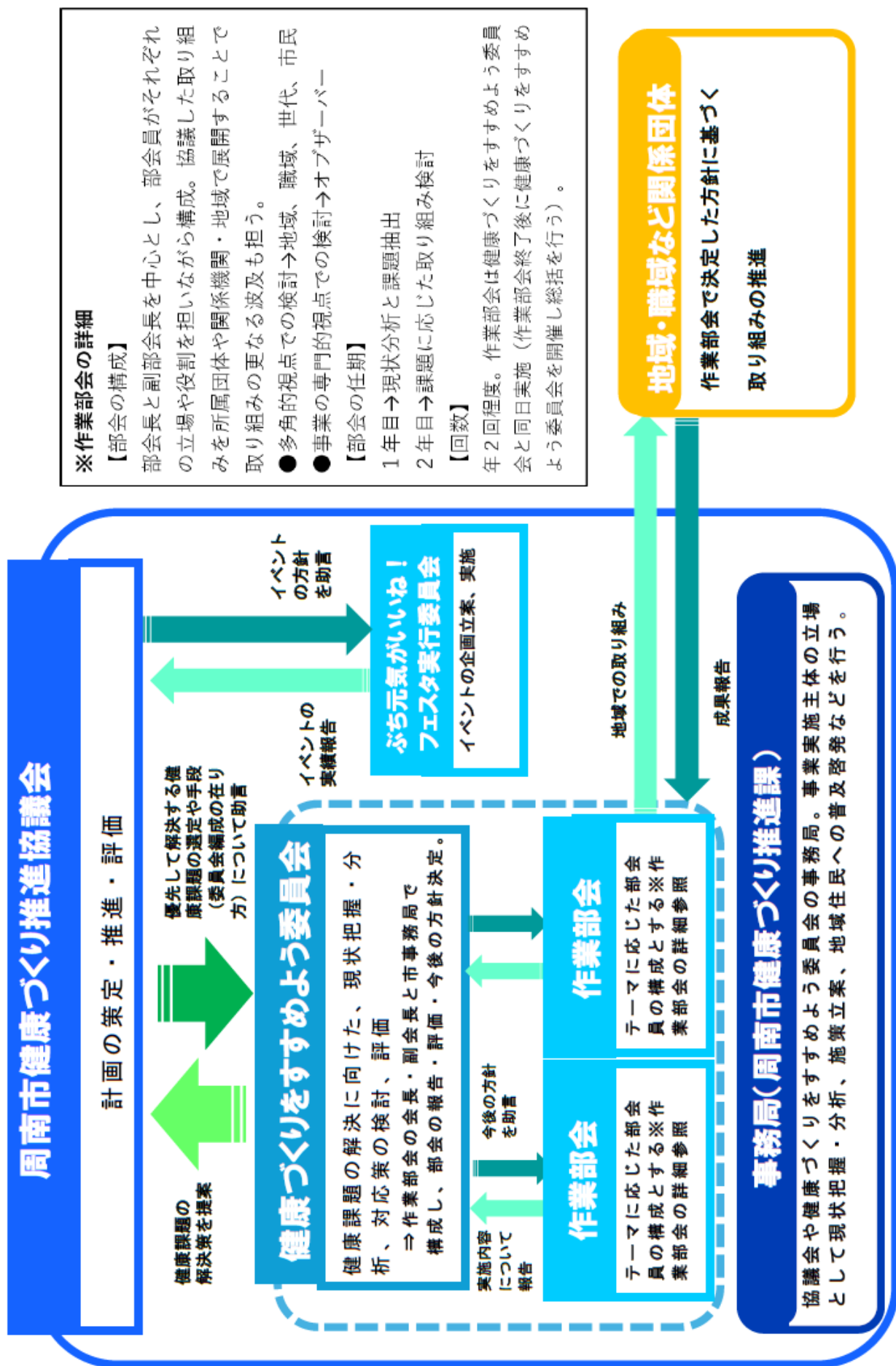
6 事業への協力

施設は、周南市健康づくり推進協議会が依頼する終了後アンケート(9月末送付予定)に可能な範囲で協力をするものとする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、周南市涼みの駅の登録・管理・運営については周南市健康づくり推進協議会及び周南市健康づくり推進課が協議のうえ決定する。

健康づくり推進協議会の概要（構成図）



周南市健康づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 21世紀の本格的な少子・高齢社会を健康で活力あるものとし、全ての市民が生涯を通じて健康で生き生きと生活できる周南市の実現を図るため、市民、行政、関係機関・団体等社会全体が一体となった健康づくりの推進を図ることを目的として、周南市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康づくりに関連する総合的な行政施策の推進に関すること。
- (2) 食育に関する総合的な行政施策の推進に関すること。
- (3) 健康づくりを推進するための計画の策定及び評価に関すること。
- (4) その他目的の達成に必要な事項に関すること。

(組織及び構成)

第3条 この協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 関係団体の役職員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に交代があった場合の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が不在あるいは事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、必要と認める場合には、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議へ出席を依頼し、報告、助言を求めることができる。

(表決)

第7条 会議の議事は、出席委員の過半数で、これを決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第8条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 緊急を要する事項又は簡易な事項については、協議会の開催に代えて書面により委員に賛否を求め、その過半数をもって決することができる。

(関係機関への協力依頼)

第9条 会長は、第1条の目的を遂行するため、必要があると認めるときは関係機関に対して会議への出席、資料の提出、その他必要な協力を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 周南市食育推進市民会議設置要綱(平成20年周南市要綱第9号)は、廃止する。